

日バス協技第207号  
平成29年7月18日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 三澤 憲一

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別紙「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正についてのとおり通知がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知徹底のほどお願い申し上げます。

また、参考として概要「すべての座席でシートベルトを着用しましょう！」を添付していますのでご参照ください。